

第22回 定時株主総会 招集ご通知

日時 ▶ 2020年6月26日（金）午前10時
場所 ▶ 東京都文京区小石川一丁目1番1号
当社本店

郵送およびインターネット等による議決権行使期限
2020年6月25日（木）午後5時まで

目次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	

添付書類

■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	39
■ 監査報告書	41

証券コード 5233
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目1番1号

太平洋セメント株式会社

代表取締役社長 **不死原 正文**

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控え下さいますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますと、4頁記載の「議決権行使のご案内」をご確認の上、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区小石川一丁目1番1号
当社本店
(会場が前回と異なりますので、ご注意願います。)

3. 目的事項

報告事項

- 第22期（自2019年4月1日至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第22期（自2019年4月1日至2020年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taiheiyo-cement.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載しております各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taiheiyo-cement.co.jp>）に修正後の内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関するご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次のとおりご案内いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

■株主の皆様へのお願い

- ・ **新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会へのご来場はお控えいただき、議決権行使については、書面の郵送またはインターネット等にてお手続き下さいますよう強くお願い申し上げます。**
- ・ インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taiheiyo-cement.co.jp>) には、招集ご通知のほか、決算短信、アニュアルレポート、CSRレポートなども掲載しており、ご来場いただかなくても幅広い情報を閲覧することが可能です。

■当日ご出席の場合の留意事項

本年の株主総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、例年と異なる運営とさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。

なお、株主総会当日までの状況の変化等により、これらの内容を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taiheiyo-cement.co.jp>) に変更後の内容を掲載させていただきます。

- ・ マスク着用でのご来場をお願い申し上げます。マスク未着用の場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、会場に設置予定のアルコール消毒液の使用にご協力下さい。
- ・ 会場入口で検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ 株主様のお席の間隔を広く取るため、席数を大幅に減らしております。ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がございます。
- ・ 株主総会に出席する役員および運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- ・ 株主総会の開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。

議決権行使のご案内

■ 事前に議決権を行使する場合

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

1 郵送(書面)による 議決権の行使の場合



- 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月25日(木曜日)午後5時までに**到着するようにご返送下さい。
- 議決権行使書用紙に各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

2 インターネット等による 議決権の行使の場合



- 5頁記載の「インターネット等による議決権の行使のご案内」をご確認の上、**2020年6月25日(木曜日)午後5時までに**議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。
 - インターネット等により複数回、議決権の行使をされた場合は、最後に行われた議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効なものとして取り扱わせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

■ 当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状ならびに本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。(当社定款の規定により、代理人は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。)

機関投資家の皆様へ

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申込みされた場合には、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。



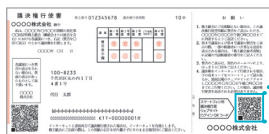
インターネット等による議決権の行使のご案内

議決権行使期限 2020年6月25日(木曜日)午後5時まで

スマートフォンによるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

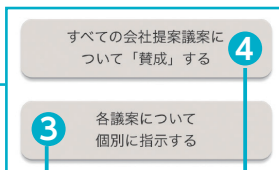
同封の議決権行使書用紙の右下「**スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード**」をスマートフォンがタブレット端末で読み取ります。



② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力下さい。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

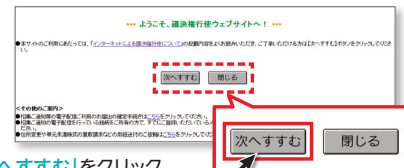
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

パソコンによるご行使

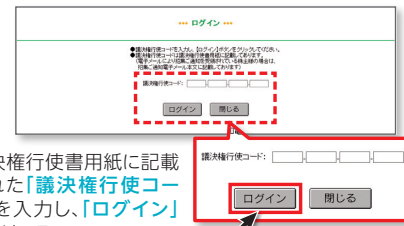
① 議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net>



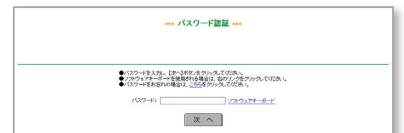
「次へすすむ」をクリック

② ログイン



議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

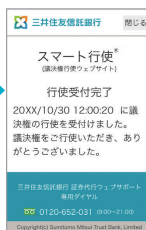
③ パスワードの入力



議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

ここまでで準備は完了です。ここからは画面の指示に従って賛否をご入力下さい。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定配当の維持を基本方針としつつ、経営環境や当期の業績等を勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式 1 株につき金30円

配当総額 3,681,352,500円

これにより、当期の年間配当金は、すでに実施した中間配当金と合わせ 1 株につき60円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株主総会運営における柔軟性を確保するために、現行定款第15条を変更するものであります。
- (2) 取締役会の意思決定の迅速化および経営の監督機能と業務執行機能の分離を進めるために、取締役の員数を15名以内から10名以内に減員することとし、現行定款第19条を変更するものであります。
- (3) 最適な経営体制を機動的に構築可能とするため、代表取締役だけでなく執行役員からも社長を選定できるようにすることとし、また、取締役会の監督機能を向上させるため専務取締役および常務取締役を廃止することとし、現行定款第23条を変更するものであります。またこの変更に伴い、執行役員の選定方法および役割を明確にするために、執行役員に関する規定を新設するものであります。
- (4) その他条文の新設に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ②<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> (員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第23条 (省 略) (新 設) ②<u>取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役副会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (新 設) 第27条～第37条 (省 略)	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役が株主総会を招集する。</u> ②株主総会は、社長が議長となる。ただし、社長に差し支えがあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役員が議長となる。</u> (員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (代表取締役及び役付取締役等) 第23条 (現行どおり) ②<u>取締役会は、その決議によって代表取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</u> ③<u>取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役副会長・取締役副社長各1名を定めることができる。</u> (執行役員) 第27条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> ②<u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から副社長執行役員・専務執行役員・常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</u> 第28条～第38条 (現行どおり)

第3号議案

取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役14名全員の任期が満了いたします。

つきましては、取締役会の意思決定の迅速化および経営の監督機能と業務執行機能の分離を進めるため、取締役7名を減員し、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
1	再任 ふく だ しゅう じ 福 田 修 二	取締役会長
2	再任 ふ し はら まさ ふみ 不死原 正 文	代表取締役社長
3	再任 きた ばやし ゆう いち 北 林 勇 一	代表取締役副社長
4	再任 かり の まさ ひろ 荻 野 雅 博	取締役 専務執行役員
5	再任 あん どう くに ひろ 安 藤 國 弘	取締役 専務執行役員
6	再任 こ いずみ よし こ 小 泉 淑 子 社外取締役 独立役員	取締役
7	新任 え もり しん はちろう 江 守 新八郎 社外取締役 独立役員	

候補者
番号

1

ふく だ しゅう じ
福田 修二

再 任



■ 生年月日	1951年12月20日
■ 取締役会出席回数	14回／14回（100％）
■ 取締役在任年数	9年10ヶ月（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	3,500株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4月	小野田セメント株式会社入社	2010年 8月	取締役 常務執行役員 人事部長
1999年 6月	当社経理部長	2010年10月	取締役 常務執行役員
2004年 4月	経理部長兼経理業務センター長	2012年 4月	代表取締役社長
2006年 4月	北陸支店長	2018年 4月	取締役会長（現在）
2008年 4月	執行役員 人事部長兼人事業務センター長		
2008年10月	執行役員 人事部長		

重要な兼職の状況

サッポロホールディングス株式会社社外取締役

取締役候補者とする理由

2010年から取締役として当社の経営に従事し、代表取締役社長を経て、現在は取締役会長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。取締役会議長として取締役会の機能強化に努めるとともに、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 当社は、現在、福田修二氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
2. 福田修二氏は、2020年6月23日をもって東武鉄道株式会社の社外監査役に就任する予定であります。
3. 福田修二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

ふ し はら
不死原まさ ふみ
正文

再 任



■ 生年月日	1954年 5月18日
■ 取締役会出席回数	14回／14回（100％）
■ 取締役在任年数	5年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	4,600株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	小野田セメント株式会社入社	2015年 6月	取締役	常務執行役員
2007年 4月	当社環境事業カンパニー事業推進部長	2016年 4月	取締役	常務執行役員 セメント事業 本部長
2009年 5月	環境事業カンパニー営業部長	2017年 4月	取締役	専務執行役員 セメント事業 本部長
2010年10月	環境事業部長	2018年 4月	代表取締役社長（現在）	
2012年 4月	執行役員 環境事業部長			
2015年 4月	常務執行役員			

取締役候補者とする理由

2015年から取締役として当社の経営に従事し、セメント事業本部長を経て、現在は代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

（注）不死原正文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

きたばやし

北林

ゆういち

勇一

再任



■ 生年月日	1955年6月2日
■ 取締役会出席回数	14回／14回（100％）
■ 取締役在任年数	7年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	5,600株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	日本セメント株式会社入社	2013年 6月	取締役 常務執行役員
2009年 5月	当社上磯工場長	2016年 4月	代表取締役 専務執行役員
2011年 4月	執行役員 生産部長	2017年 4月	代表取締役副社長 経営企画部担当
2013年 4月	常務執行役員		（現在）

取締役候補者とする理由

2013年から取締役として当社の経営に従事し、2016年からは代表取締役を務め、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

（注）北林勇一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

かりの
荻野
まさひろ
雅博

再任



■ 生年月日	1957年 3月23日
■ 取締役会出席回数	14回／14回（100％）
■ 取締役在任年数	4年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	5,500株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月	日本セメント株式会社入社	2016年 4月	常務執行役員
2004年 4月	当社法務部長	2016年 6月	取締役 常務執行役員
2013年 4月	執行役員 法務部長	2019年 4月	取締役 専務執行役員（現在）

取締役候補者とする理由

2016年から取締役として当社の経営に従事し、人事法務部門の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

（注）荻野雅博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5

あん どう くに ひろ
安藤 國弘

再任



■ 生年月日	1957年5月4日
■ 取締役会出席回数	14回／14回（100％）
■ 取締役在任年数	4年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	5,500株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月	小野田セメント株式会社入社	2016年 4月	常務執行役員
2011年 4月	当社大船渡工場長	2016年 6月	取締役 常務執行役員
2013年 4月	執行役員 大分工場長	2020年 4月	取締役 専務執行役員（現在）
2015年 4月	執行役員 資源事業部長		

取締役候補者とする理由

2016年から取締役として当社の経営に従事し、資源事業や環境事業の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

（注）安藤國弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

6

こ いずみ よし こ
小 泉 淑 子

社外取締役候補者

再 任



生年月日	1943年9月25日
取締役会出席回数	14回／14回（100％）
取締役在任年数	5年（本定時株主総会終結時）
所有する当社の株式の数	1,500株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2017年 9月	当社社外取締役 DOWAホールディングス株式会社社外取締役
1980年 1月	榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー		住友ベークライト株式会社社外監査役 日本工営株式会社社外監査役 シティユーワ法律事務所パートナー
2008年 1月	西村あさひ法律事務所カウンセラー		
2009年 4月	シティユーワ法律事務所パートナー		
2015年 6月	当社社外取締役 DOWAホールディングス株式会社社外取締役 シティユーワ法律事務所パートナー	2019年 6月	当社社外取締役 DOWAホールディングス株式会社社外取締役 日本工営株式会社社外監査役 シティユーワ法律事務所パートナー（現在）
2016年 6月	当社社外取締役 DOWAホールディングス株式会社社外取締役 住友ベークライト株式会社社外監査役 シティユーワ法律事務所パートナー		

重要な兼職の状況

DOWAホールディングス株式会社社外取締役
日本工営株式会社社外監査役
弁護士 シティユーワ法律事務所パートナー

社外取締役候補者とする理由

過去に会社の経営に関与しておりませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社取締役会において業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場よりの確かな提言・助言をいただいております。経営全般に対する監視・監督に資するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 小泉淑子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、現在、小泉淑子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
3. 小泉淑子氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしているため、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、17頁に記載のとおりであります。
4. 当社は、小泉淑子氏がパートナーを務めるシティユーワ法律事務所から、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けることがあります。同事務所との間に顧問契約は締結しておらず、当社が同事務所に支払った報酬額は同事務所および当社それぞれの年間売上額の1％未満と僅少であり、特別の関係はありません。その他の重要な兼職先と当社との間にも特別の関係はありません。
5. 小泉淑子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

7

え もり
江 守

しん はち ろう
新 八 郎

社外取締役候補者

新 任



■ 生年月日 1953年 2月 2日

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1975年 4月	東洋曹達工業株式会社（現東ソー株式会社）入社	2012年 6月	同社代表取締役常務取締役
2010年 6月	東ソー株式会社取締役	2015年 6月	大洋塩ビ株式会社代表取締役社長（現在）
2011年 6月	同社常務取締役		

社外取締役候補者とする理由

事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社取締役会において業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場よりの確かな提言・助言をいただくことで、経営全般に対する監視・監督に資するところは大きいと判断し、新たに取締役候補者としております。

- (注) 1. 江守新八郎氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、江守新八郎氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 江守新八郎氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしているため、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、17頁に記載のとおりであります。
4. 江守新八郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

あお き とし ひと
青木 俊人

社外監査役候補者



■ 生年月日 1954年4月7日

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年10月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2014年8月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職
1987年8月	公認会計士登録		
1999年7月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー		

重要な兼職の状況
公認会計士

補欠の社外監査役候補者とする理由

過去に会社の経営に関与しておりませんが、長年に亘り企業会計の実務に携わるなど、公認会計士として豊富な経験・実績・見識を有しております。独立した客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 青木俊人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 青木俊人氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 青木俊人氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、17頁に記載のとおりであります。
4. 青木俊人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員が以下の各項目のいずれにも該当しない場合、当社に対する十分な独立性を有するものと判断する。

1. 当社及び当社の子会社の業務執行者（※1）である者、又は過去において業務執行者であった者
2. 現在又は最近において、次の（1）から（7）のいずれかに該当する者
 - （1）当社の大株主（※2）、又はその業務執行者
 - （2）当社を主要な取引先とする者（※3）、又はその業務執行者
 - （3）当社の主要な取引先である者（※4）、又はその業務執行者
 - （4）当社の会計監査人である監査法人に所属する者
 - （5）当社から多額の寄附又は助成（※5）を受けている者、又はその業務執行者
 - （6）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人であって、当社から役員報酬以外に多額の金銭（※6）その他の財産を得ている者
 - （7）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等であって、当社を主要な取引先とする法人等（※7）の業務執行者

3. 上記1及び2の近親者（※8）である者

- （※1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、又は執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
- （※2）大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
- （※3）当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える取引先をいう。
- （※4）当社の主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上高の2%を超える取引先、又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社に融資している金融機関をいう。
- （※5）多額の寄附又は助成とは、受領者が個人の場合、過去3事業年度平均で年間1,000万円を超える寄附又は助成をいい、受領者が法人の場合、過去3事業年度平均で年間1,000万円又は当該法人の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成をいう。
- （※6）多額の金銭とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円を超えるものをいう。
- （※7）当社を主要な取引先とする法人等とは、過去3事業年度平均で当社との取引額がその法人等の年間連結総売上高の2%を超える法人等をいう。
- （※8）近親者とは、配偶者又は二親等内の親族をいう。

以 上

【添付書類】

事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過および成果**

当期のわが国経済は、雇用・所得の改善を背景として、緩やかな回復基調で推移したものの、製造業を中心とした企業業績に弱さが見られ、先行きは不透明な状況が続きました。

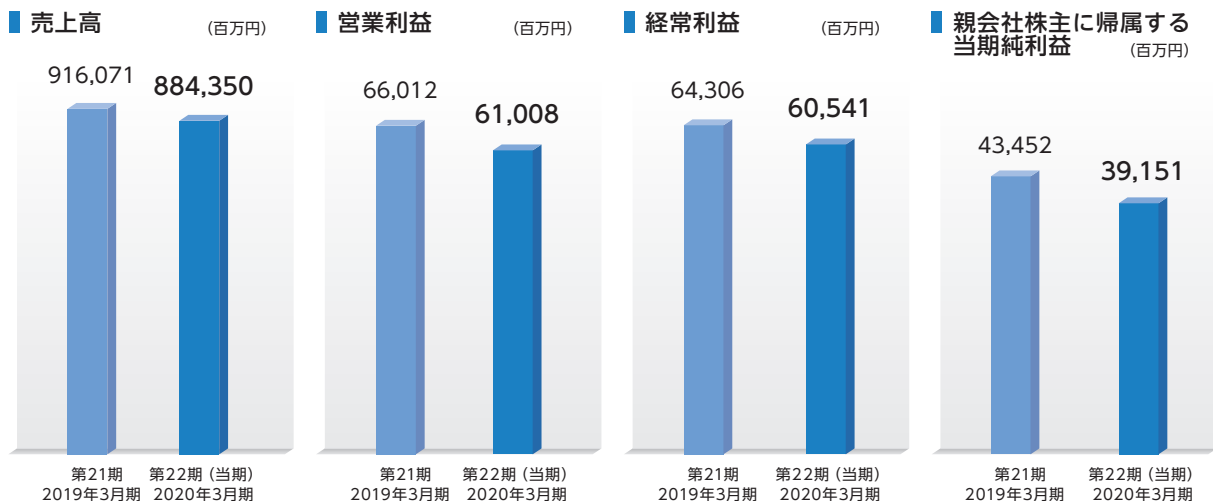
米国経済は、低水準の失業率を維持し、個人消費が拡大する中で、底堅く成長しました。中国経済は、米国との通商問題の長期化により、成長のペースに減速が見られました。ベトナム経済は、好調な個人消費や輸出に支えられ、堅調に推移しました。フィリピン経済は、統一国政・地方選挙の影響による一時的な公共投資の減少は見られたものの、引き続き拡大しました。

一方で、内外経済は、米中通商問題の長期化による中国経済の減速や英国のEU離脱問題に加えて、

2020年に入ると、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による深刻な影響を受けており、今後、その影響の長期化が懸念されることから、世界経済の不確実性が高まっております。

このような状況の中で、当期の連結売上高は8,843億5千万円と前期に比べ317億2千1百万円の減収、連結営業利益は610億8百万円と前期に比べ50億4百万円の減益、連結経常利益は605億4千1百万円と前期に比べ37億6千5百万円の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は391億5千1百万円と前期に比べ43億1百万円の減益となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。



セメント事業部門

売上高 6,284億1千6百万円（前期比 2.7%減）

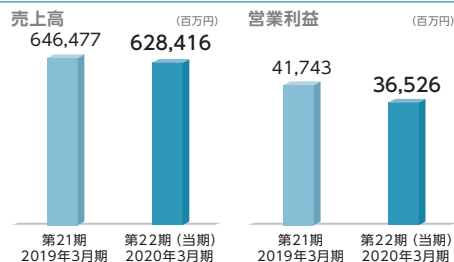
営業利益 365億2千6百万円（前期比 12.5%減）

セメントの国内需要は、東京オリンピック・パラリンピック関連需要および東日本大震災復興需要の終息に加え、全国的な建設現場の人手不足に伴う工期の長期化等の影響により官公需・民需ともに前年を下回り、全体では4,097万トンと前期に比べ3.8%減少しました。その内、輸入品は2万トンと前期に比べ75.3%減少しました。また、総輸出数量は1,053万トンと前期に比べ1.5%増加しました。

このような情勢の下、当社グループにおけるセメントの国内販売数量は受託販売分を含め1,447万トンと前期に比べ5.0%減少しました。輸出数量は386万トンと前期に比べ10.8%増加しました。

米国西海岸のセメント、生コンクリート事業は、主に悪天候の影響により出荷数量が伸び悩んだものの、価格は上昇傾向を示しています。中国のセメント事業は、出荷数量の回復がみられました。ベトナムのセメント事業は、引き続き他社との競合などの影響を受けました。フィリピンのセメント事業は、統一国政・地方選挙に伴う公共投資の停滞により、需要、市況とも横ばい傾向を示しています。

以上の結果、連結売上高は6,284億1千6百万円と前期に比べ180億6千万円の減収となり、連結営業利益は365億2千6百万円と前期に比べ52億1千6百万円の減益となりました。



大分工場（大分県）

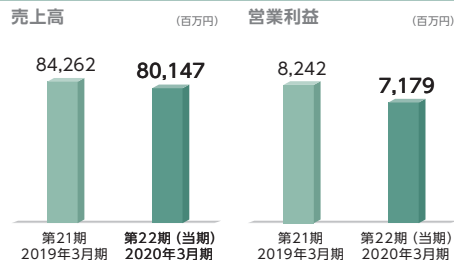
資源事業部門

売上高 801億4千7百万円（前期比 4.8%減）

営業利益 71億7千9百万円（前期比 12.9%減）

骨材事業は、東京オリンピック・パラリンピック関連需要および東日本大震災復興需要の終息により、前期に比べ関東地区、東北地区で販売数量が減少しました。鉱産品事業は国内鉄鋼向け石灰石の出荷が低調に推移しました。土壌ソリューション事業は固化不溶化材が堅調に推移しました。

以上の結果、連結売上高は801億4千7百万円と前期に比べ41億1千4百万円の減収となり、連結営業利益は71億7千9百万円と前期に比べ10億6千3百万円の減益となりました。



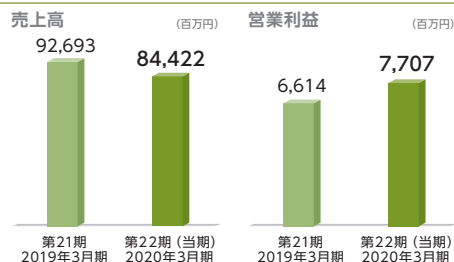
義朗鉱山（北海道）

環境事業部門

売上高 844億2千2百万円（前期比 8.9%減）

営業利益 77億7百万円（前期比 16.5%増）

燃料、排脱タンカルおよび石膏販売が減少したものの、廃プラスチック処理の拡大と大船渡発電事業の稼働開始に伴うバイオマス燃料販売の増加、さらに台風19号被害による災害廃棄物処理に取り組んだことなどにより、連結売上高は844億2千2百万円と前期に比べ82億7千1百万円の減収となり、連結営業利益は77億7百万円と前期に比べ10億9千3百万円の増益となりました。



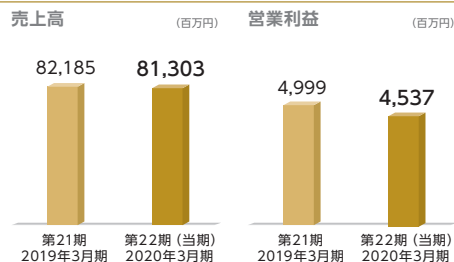
PKS（パーム椰子殻）船積み（インドネシア）

建材・建築土木事業部門

売上高 813億3百万円 (前期比 1.0%減)

営業利益 45億3千7百万円 (前期比 9.2%減)

地盤改良工事が着工遅れの影響を受けたことなどにより、連結売上高は813億3百万円と前期に比べ8億8千1百万円の減収となり、連結営業利益は45億3千7百万円と前期に比べ4億6千2百万円の減益となりました。



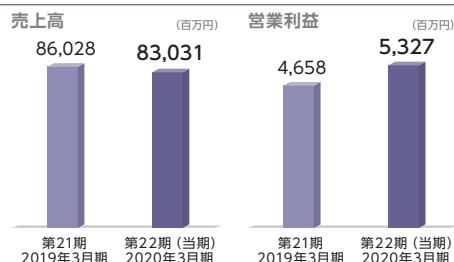
道路用舗装ブロック「遮熱ILB」
(太平洋プレコン工業株式会社)

その他事業部門

売上高 830億3千1百万円 (前期比 3.4%減)

営業利益 53億2千7百万円 (前期比 14.3%増)

エンジニアリング事業や運輸・倉庫事業が低調に推移したものの、岩手県大船渡市におけるバイオマス発電の営業運転開始に加え、不動産事業が堅調に推移したことなどにより、連結売上高は830億3千1百万円と前期に比べ29億9千7百万円の減収となり、連結営業利益は53億2千7百万円と前期に比べ6億6千9百万円の増益となりました。



■ 事業部門別売上高・営業利益

(単位：百万円)

部 門	売上高	前期比増減	営業利益	前期比増減
セメント事業部門	628,416	△ 18,060	36,526	△ 5,216
資源事業部門	80,147	△ 4,114	7,179	△ 1,063
環境事業部門	84,422	△ 8,271	7,707	1,093
建材・建築土木事業部門	81,303	△ 881	4,537	△ 462
その他事業部門	83,031	△ 2,997	5,327	669
小計	957,321	△ 34,325	61,279	△ 4,978
消去または全社	△ 72,971	2,604	△ 270	△ 25
合計	884,350	△ 31,721	61,008	△ 5,004

(2) 設備投資の状況

当社グループの当期の設備投資額は、セメント事業457億9百万円、資源事業109億7千2百万円、環境事業27億5千万円、建材・建築土木事業30億3千5百万円、その他事業132億4千6百万円、全社資産19億6千3百万円であり、総額776億7千7百万円と前期に比べ98億8千万円増加しております。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第19期 2017年3月期	第20期 2018年3月期	第21期 2019年3月期	第22期 2020年3月期 (当期)
売上高 (百万円)	798,588	871,113	916,071	884,350
経常利益 (百万円)	59,802	64,366	64,306	60,541
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	47,597	38,525	43,452	39,151
1株当たり当期純利益 (円)	383.91	311.40	351.72	319.89
総資産 (百万円)	1,015,415	1,020,111	1,034,428	1,032,923
純資産 (百万円)	400,034	432,326	450,645	473,241

(注) 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株へ併合いたしました。これに伴い、第19期（2017年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が長期化する懸念や諸外国の通商問題、英国のEU離脱による影響など、世界経済の不確実性や国際政治情勢の混迷が強まる中で、予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、主要事業である国内セメント事業において、都市部における再開発投資や防災・減災対策に加え、今後はリニア中央新幹線関連工事が本格化する中で、一定水準の需要が続くものと期待されます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行がもたらす経済活動への影響度に大きく左右される懸念があり、短期的には建設工事の中断や延期による影響が、また、中長期的には民間設備投資や再開発投資が抑制される可能性も懸念され、セメント需要を押し下げるリスクがあります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックの延

期に伴う建設業界への影響、物流コストの上昇や建設技能労働者の人手不足の深刻化や高齢化に対しても、留意が必要な状況です。

また、米国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、足下で経済活動が抑制されており、今後どの程度の景気下押し要因となるのか、注視する必要があります。

このような情勢の中で、当社グループは2020年度までの3年間を実行期間とする「20中期経営計画」に取り組んでおり、2020年度は、その最終年度であるとともに、次期中期経営計画へのつなぎとなる重要な年と位置付けております。新型コロナウイルス感染症による影響を現段階で見極めることは難しい状況にありますが、状況の把握に全力を傾けるとともに、以下の「20中期経営計画」の経営課題に対し精力的に取り組んでまいります。

20中期経営計画の基本方針

20中期経営計画では、以下の基本方針に基づき、強固な事業基盤の構築に向けて取り組んでまいります。

- ①将来の事業環境の変化を先取りし、あらゆる角度からのイノベーションを図り、成長に向けて前進する企業集団を構築する。
- ②社会基盤産業として、国土強靱化への取り組みに向けて、高品質な製品の安定供給、ソリューションの提供および先進的な技術開発を通じて安全・安心社会の構築に貢献する。
- ③徹底的なコスト削減による既存事業の収益基盤の強化と財務体質の更なる改善を進めるとともに、当社グループの持続的な成長に資する成長分野への投資を積極的に実行する。

事業戦略

1) 既存事業の収益基盤強化と成長戦略の策定・実行

徹底的なコスト削減やプロセス・イノベーションの推進等を通じて収益基盤を強化するとともに、新たな価値創造と差別化により競争優位を追求してまいります。更に、収益力の創出に向けた成長投資を実行し、着実に事業戦略の実現に取り組むことで、社会課題の解決に貢献してまいります。

2) 国家的プロジェクトへの対応

今後本格化が見込まれる福島県の復旧・復興への取り組みや、相次ぐ自然災害に対する防災、減災対策、更にリニア中央新幹線関連工事やその他大型インフラプロジェクトなどの国家的プロジェクトに対し、当社グループの強みを最大限に活かし総力を結集して、高品質な製品の安定供給とソリューションの提供を着実に実行してまいります。

研究開発戦略

各事業部門を支える成長のエンジンとして、グループ全体の成長に資する研究開発に取り組んでまいります。また、社会基盤産業としての社会課題解決の一翼を担う研究開発に注力するとともに、国家的プロジェクトへの対応として、必要とされる技術を的確に開発し提供してまいります。

経営基盤の強靱化

「CSR目標2025」で設定した目標の実現に向け、着実に取り組んでまいります。また、グローバル人材の確保・育成に取り組むとともに、働き方改革と健康経営の推進を通じて労働生産性の向上と快適な職場環境の構築に努めてまいります。更に、グループガバナンスの強化とコーポレートガバナンスの充実、選択と集中の継続、バリューチェーンの競争力強化などに取り組むことにより、経営基盤の強靱化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社デイ・シー	100	セメントの製造販売
クリオン株式会社	97.7	軽量気泡コンクリートの製造販売
明星セメント株式会社	100	セメントの製造販売
太平洋マテリアル株式会社	100	混和材（剤）、無収縮材等各種建築土木資材の製造販売
カルポルトランド株式会社	100	米国におけるセメント、生コンクリート等の製造販売
江南一小野田水泥有限公司	88.5	中国におけるセメントの製造販売
秦皇島浅野水泥有限公司	71.9	中国におけるセメントの製造販売
大連小野田水泥有限公司	84.8	中国におけるセメントの製造販売
ギソンセメントコーポレーション	65.0	ベトナムにおけるセメントの製造販売
タイハイヨウセメントフィリピンズ株式会社	100	フィリピンにおけるセメントの製造販売

(注) 1. 出資比率には、子会社を通じての間接所有分を含んでおります。
2. クリオン株式会社における出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループの事業内容はセメント事業部門、資源事業部門、環境事業部門、建材・建築土木事業部門およびその他事業部門に分かれ、主なものは次のとおりであります。

①セメント事業部門

普通ポルトランドセメントその他各種セメント、ホワイセメント、建材用セメント、エコセメント、セメント系固化材、生コンクリート、混和材（剤）他

②資源事業部門

骨材、石灰石、寒水石、生石灰、珪石、軽量骨材・軽量盛土材、重金属不溶化材、建設発生土処理事業他

③環境事業部門

廃棄物リサイクル事業（セメント原燃料化）、排煙脱硫材、リサイクル商品、化成品、水関連事業他

④建材・建築土木事業部門

コンクリート製品、建材、土木・建築工事他

⑤その他事業部門

不動産事業、エンジニアリング事業、情報処理事業、金融事業、運輸・倉庫事業、化学製品事業、スポーツ事業、電力供給事業他

(7) 主要な事業所および工場

①当社の主要な事業所および工場

本 社：東京都港区台場二丁目3番5号

中央研究所：千葉県佐倉市

支店および工場

支 店		工 場	
名 称	所在地	名 称	所在地
北海道支店	北海道札幌市	上磯工場	北海道北斗市
東北支店	宮城県仙台市	大船渡工場	岩手県大船渡市
東京支店	東京都港区	熊谷工場	埼玉県熊谷市
関東支店	群馬県高崎市	埼玉工場	埼玉県日高市
中部北陸支店	愛知県名古屋	藤原工場	三重県いなべ市
関西四国支店	大阪府大阪市	大分工場	大分県津久見市
中国支店	広島県広島市		
九州支店	福岡県福岡市		

(注) 当社は、2020年5月11日付で本社および東京支店を東京都港区から東京都文京区へ移転いたしました。

②重要な子会社の主要な事業所

名 称	所在地
株式会社デイ・シイ	神奈川県川崎市
クリオン株式会社	東京都江東区
明星セメント株式会社	新潟県糸魚川市
太平洋マテリアル株式会社	東京都北区
カルポルトランド株式会社	米国カリフォルニア州
江南一小野田水泥有限公司	中国江蘇省
秦皇島浅野水泥有限公司	中国河北省
大連小野田水泥有限公司	中国遼寧省
ギソンセメントコーポレーション	ベトナムタインホア省
タイハイヨウセメントフィリピンズ株式会社	フィリピンセブ州

(8) 従業員の状況

事業部門	従業員数（名）
セメント事業部門	8,366
資源事業部門	948
環境事業部門	157
建材・建築土木事業部門	1,204
その他事業部門	2,159
全社（共通）	285
合計	13,119

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記のうち、当社の従業員数は下記のとおりであり、下記従業員数には休職者および出向従業員等（552名）は含んでおりません。

従業員数	前期比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,798名	38名増	41.2歳	19.2年

(9) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	38,396
株式会社三井住友銀行	27,766

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

197,730,800株

(2) 発行済株式の総数

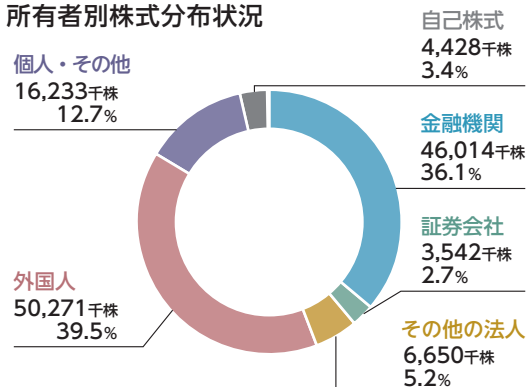
127,140,278株
(自己株式4,428,528株を含む。)

(3) 株主数

52,477名

(4) 大株主

■ 所有者別株式分布状況



株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,949	8.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,460	6.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	3,880	3.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,672	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,572	2.0
株式会社みずほ銀行	2,234	1.8
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,105	1.7
GOVERNMENT OF NORWAY	1,910	1.5
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,807	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,755	1.4

(注) 1. 当社は、自己株式4,428,528株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	福田 修二	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役
代表取締役社長	不死原 正文	
代表取締役副社長	北林 勇一	経営企画部担当
取締役	三浦 啓一	
取締役	刈野 雅博	
取締役	安藤 國弘	
取締役	服原 克英	
取締役	鈴木 俊明	株式会社ピーエス三菱 社外取締役
取締役	上野山 佳志	
取締役	朝倉 秀明	
取締役	大橋 徹也	
取締役	田浦 良文	
取締役	小泉 淑子	DOWAホールディングス株式会社 社外取締役 日本工営株式会社 社外監査役 弁護士 シティユーワ法律事務所 パートナー
取締役	有馬 雄造	
常勤監査役	西村 俊英	日本コンクリート工業株式会社 社外監査役
常勤監査役	松島 茂	
監査役	三谷 和歌子 (戸籍上の氏名：赤松和歌子)	弁護士 田辺総合法律事務所 パートナー
監査役	藤間 義雄	公認会計士

- (注) 1. 取締役 小泉淑子、有馬雄造の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三谷和歌子、藤間義雄の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 上野山佳志、朝倉秀明、大橋徹也、田浦良文、監査役 松島茂、藤間義雄の各氏は、2019年6月27日開催の第21回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
4. 取締役 松島茂、舟久保陽一、江上一郎、坂本知也、監査役 成影善生の各氏は2019年6月27日開催の第21回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
5. 監査役 笠村英彦氏は、2019年6月27日開催の第21回定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。
6. 監査役 西村俊英、松島茂の両氏は、当社内の経営管理部門で実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 監査役 藤間義雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役 小泉淑子氏の重要な兼職先であるシティユーワ法律事務所から、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けることがあります。同事務所との間に顧問契約は締結しておらず、当社が同事務所に支払った報酬額は同事務所および当社それぞれの年間売上額の1%未満と僅少であり、特別の関係はありません。また、その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間にも特別の関係はありません。
9. 当社は、取締役 小泉淑子、有馬雄造、監査役 三谷和歌子、藤間義雄の各氏を、株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
10. 重要な兼職の状況に関する当期中の退任は次のとおりであります。

氏 名	地 位	重要な兼職の状況	退任年月日
小泉 淑子	取締役	住友ベークライト株式会社 社外監査役	2019年6月24日

なお、当社と住友ベークライト株式会社との間に特別な関係はありません。

11. 当社は、執行役員制度を導入しており、2020年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	刈野 雅博*	人事部・法務部・監査部担当
専務執行役員	安藤 國弘*	鉱業部・資源事業部・環境事業部担当
常務執行役員	服原 克英*	建材事業部・事業企画管理部担当
常務執行役員	上野山 佳志*	生産部・設備部担当
常務執行役員	朝倉 秀明*	総務部・資材部担当
常務執行役員	大橋 徹也*	秘書室・経理部・不動産事業部担当
常務執行役員	田浦 良文*	海外事業本部長 兼 太平洋水泥（中国）投資有限公司 董事長
常務執行役員	中野 幸正	セメント事業本部長
常務執行役員	岡村 隆吉	知的財産部・中央研究所担当
執行役員	小池 敦裕	ギソンセメントコーポレーション 社長
執行役員	日高 幸史郎	設備部長
執行役員	宮崎 進	資材部長
執行役員	吉良 尚之	セメント事業本部営業部長
執行役員	高橋 真樹	経営企画部長
執行役員	牛木 保司	生産部長
執行役員	深見 慎二	環境事業部長
執行役員	寿恵村 哲哉	監査部長
執行役員	松原 浩明	東北支店長
執行役員	牧野 英伸	人事部長
執行役員	堂本 昭彦	鉱業部長
執行役員	松井 功	建材事業部長

取締役を兼任する者は*印で表示しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 福田修二、小泉淑子、有馬雄造の各氏および各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬の総額

	支給人数（名）	支給額（百万円）
取締役	18	853
監査役	6	72
計	24	926

- (注) 1. 上記の取締役および監査役の支給人数には、2019年6月27日開催の第21回定株主総会の終結の時をもって退任または辞任した取締役4名および監査役2名を含んでおります。
2. 上記のうち、社外役員の報酬等の総額は51百万円であります。また、支給を受けた社外役員の人数は5名であります。

(4) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	小泉 淑子	14回中14回	—	取締役会において、主に弁護士としての豊富な経験と企業法務における幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	有馬 雄造	14回中14回	—	取締役会において、主に製造会社の経営者としての豊富な経験から適宜発言を行っております。
監査役	三谷 和歌子	14回中14回	12回中12回	取締役会および監査役会において、主に弁護士としての豊富な経験と企業法務における幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	藤間 義雄	10回中10回	8回中8回	取締役会および監査役会において、主に公認会計士としての豊富な経験と企業会計における幅広い見識から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 当期開催の取締役会は14回であり、うち監査役 藤間義雄氏の就任以降開催された取締役会は10回となっております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
3. 当期開催の監査役会は12回であり、うち監査役 藤間義雄氏の就任以降開催された監査役会は8回となっております。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

113百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- 1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事項に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- 2) 当社の監査業務に重大な支障が発生した場合などには、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

(4) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

243百万円

- (注) 当社の重要な子会社のうち、カルポルトランド株式会社、江南一小野田水泥有限公司、秦皇島浅野水泥有限公司、大連小野田水泥有限公司、ギソンセメントコーポレーション、タイハイヨウセメントフィリピンズ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5. 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針として、以下を定めております。

①取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「太平洋セメントグループ経営理念」、「行動指針」、「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス規程」に基づき、取締役、執行役員および従業員が法令・定款その他社内規則および社会通念を遵守した行動をとるための体制を強化する。
- 2) 「CSR要綱」に基づき、取締役会直属で部門横断的に構成されるCSR経営委員会が、取締役、執行役員および従業員のコンプライアンス意識の涵養などの施策を推進する。
- 3) 内部監査部門である監査部は、執行役員および従業員の職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき、社内各事業所の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにした上で、助言や勧告を行う。監査結果については、社長に報告の上、取締役および監査役に周知する。
- 4) 社内および社外（法律事務所）を窓口とする「コンプライアンス・ホットライン」を利用した内部通報制度により、通報者の保護を図るとともに、透明性を確保した的確な対処体制をとる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「決裁規程」および「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して保存および管理する。取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止やその影響の極小化に向けた基本的事項および具体的対応を「リスク管理基本方針」および「リスク管理規程」に取り纏める。その具現策の推進に当たっては、CSR経営委員会が所管することとし、同委員会は活動の状況を適切に取締役会に報告する。
- 2) 緊急性を要する事項については、同規程の定めに従い、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化してトップダウンで緊急事態に当たる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、「決裁規程」等に定められた一定の業務権限を執行役員に委譲する。執行役員は方針展開システムにより、統括する各担当組織の目標を明確にして効率的に業務を執行する。
- 2) 取締役会は、中期経営計画および年度経営方針（社長方針）に沿って、全社最適の観点から効率的な経営資源の配分を行い、都度報告される執行役員の目標、施策の進捗状況をレビューする。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構（株主総会、取締役会、監査役および監査役会）が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるようにすることを基本に、次のとおり子会社に対して適切に管理し、支援する。

- 1) 当社は、取締役、執行役員および従業員を子会社の取締役または監査役として派遣することを原則とする。当該監査役は内部統制体制に関する監査を実施する。
- 2) 監査部は、子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき、子会社の規模と業態等に応じ事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにした上で、助言や勧告を行う。監査結果については、社長に報告の上、取締役および監査役に周知する。
- 3) 当社は、実績報告等を通じて、個々の子会社の経営状況を把握するとともに、定期的にグループ経営会議を開催し、当社と子会社取締役（当社の取締役、執行役員および従業員が就任している場合も含む）間の意見交換等を通じて、情報の共有化に努める。
- 4) 当社は、その規模や業態等に応じて、子会社にリスク管理・コンプライアンス責任者および推進者を選任させ、各社と連携して当社グループにおけるリスクの予防と低減に努めるとともに、各社において危機またはその恐れのある事象が発生した場合に、当社の取締役および監査役に報告する体制をとる。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、連結財務諸表等の財務報告を適正に行うために必要な体制を整備する。

⑦監査役の職務を補助すべき従業員および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務遂行を補助する監査役室を設置し、専任者を配置する。当該専任者の人事異動、評価等については、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。

⑧取締役、執行役員および従業員、ならびに子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。
- 2) 当社は、取締役、執行役員および従業員、ならびに子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、監査役に報告する体制をとる。
- 3) 当社は、前号の報告を行った者に対し、不利益な扱いを行うことを禁止する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、監査役に対し重要な決裁事項を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。
- 2) 当社は、監査役が会計監査人と意見および情報の交換を行う場を提供する。
- 3) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用の前払いまたは請求をしたときは、速やかに当該費用を支払う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムは、上記の基本方針に則った体制を整備し、適切に運用しております。主な取り組みは次のとおりです。

①コンプライアンス体制

- 1) CSR要綱に基づき、社長を委員長とし全取締役を委員とするCSR経営委員会を設置し、四半期に一度開催しております。CSR経営委員会は年度毎にCSR実施計画を策定し、その進捗状況を把握・確認し、評価しております。また、その結果は取締役会に報告しております。
- 2) CSR経営委員会の下部組織としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、活動計画を策定した上で、その実施状況を把握・確認しております。また、その取り組み状況はCSR経営委員会に報告しております。
- 3) リスク管理・コンプライアンス責任者および推進者を選任し、コンプライアンスの推進に取り組んでいるほか、責任者および推進者を対象とする研修も実施しております。
- 4) 新たに入社した従業員に対する研修や階層別研修、行動基準ケースブックの配付、e-ラーニングによるセルフチェックなどを通じてコンプライアンスに関する教育を実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。

②リスク管理体制

- 1) リスク管理基本方針のもとリスク管理規程を定め、リスク管理の取り組みを推進するとともに、緊急時の危機管理規則により緊急時の対応を定めております。
- 2) 年度リスク対策取組計画を策定し、PDCAサイクルによるリスク管理の取り組みを推進しております。
- 3) 災害や事故等の不測の事態に備え、定期的に防災訓練などを実施しております。また、大規模災害を想定した初動対応シミュレーション訓練などを通じて対応手順の浸透を図る教育も行っております。
- 4) 情報セキュリティ基本方針のもと、情報セキュリティ管理体制を整備し、情報資産の保護と適切な管理・取り扱いの徹底を図るとともに、e-ラーニングなどによる情報セキュリティ教育を通じて情報リスク対策を推進しております。

③当社グループにおける業務の適正の確保

- 1) 関係会社管理規程に基づき、重要な事項について関係会社と当社が協議する体制を整備し、必要な指導や管理を行い、その経営を支援しております。
- 2) 定期的な実績報告等を通じて各関係会社の経営状況を把握するとともに、グループ経営会議を年2回開催し、当社グループの経営に関わる様々なテーマについて意見交換し、情報を共有しております。
- 3) 子会社の取締役・監査役を当社から派遣し、業務執行の監督や内部統制体制に関する監査を実施しております。
- 4) 監査部は、年度監査方針に基づき監査実施計画を策定した上で、子会社に対する内部監査を実施し、助言と提言を行っております。

④取締役の職務執行

- 1) 取締役会は、社外取締役2名を含む14名で構成しており、当事業年度中に14回開催し、法令・定款が定める重要事項について審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、前述の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- 2) 取締役会付議事項以外の重要事項について経営会議を23回開催し審議しております。
- 3) 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において職務の分担を受けた取締役および執行役員が、職務執行状況の報告を行っております。
- 4) 経営執行については、執行役員に一定の業務権限を委譲しております。執行役員は、中期経営計画および年度経営方針（社長方針）に沿って方針展開システムにより業務を執行し、取締役会はその進捗状況をレビューしております。

⑤監査役の職務執行

- 1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- 2) 監査役は、監査部が実施する内部監査の報告を受けるとともに、監査部と連携し各事業所、子会社等の監査を効率的に実施しております。
- 3) 会計監査人と定期的に連絡会を開催し情報を交換しております。
- 4) これら監査役の職務の執行を補助するため監査役室を設置し、専任者を配置しております。

本事業報告における記載数字は、表示単位（百分率については小数第1位）未満の端数を切り捨てております。ただし、「1株当たり当期純利益」については小数第3位を、当社従業員の「平均年齢」および「平均勤続年数」については小数第2位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2019年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	318,502	341,307
現金及び預金	51,641	56,561
受取手形及び売掛金	159,048	180,535
電子記録債権	13,507	12,998
商品及び製品	30,897	31,138
仕掛品	2,310	2,268
原材料及び貯蔵品	45,075	43,314
短期貸付金	3,289	3,421
その他	14,035	11,714
貸倒引当金	△ 1,302	△ 646
固定資産	714,420	693,120
有形固定資産	544,553	520,939
建物及び構築物	138,947	135,653
機械装置及び運搬具	162,944	134,649
土地	164,869	157,638
リース資産	21,941	22,120
建設仮勘定	30,665	48,678
その他	25,184	22,199
無形固定資産	29,814	30,875
のれん	179	321
その他	29,634	30,553
投資その他の資産	140,053	141,306
投資有価証券	82,931	83,692
長期貸付金	1,880	1,754
繰延税金資産	21,118	17,109
退職給付に係る資産	11,090	17,807
その他	29,359	28,374
貸倒引当金	△ 6,327	△ 7,432
資産合計	1,032,923	1,034,428

科 目	当 期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	313,771	349,390
支払手形及び買掛金	83,430	96,275
電子記録債務	5,330	8,716
短期借入金	120,783	135,381
コマーシャル・ペーパー	12,000	4,000
一年以内に償還予定の社債	—	10,000
未払法人税等	6,024	8,376
賞与引当金	6,158	6,046
その他の引当金	139	220
その他	79,906	80,373
固定負債	245,910	234,392
社債	30,000	30,000
長期借入金	103,332	100,233
繰延税金負債	7,491	7,630
退職給付に係る負債	24,999	24,206
役員退職慰労引当金	521	535
特別修繕引当金	128	75
その他の引当金	828	757
リース債務	17,996	17,616
資産除去債務	7,341	7,619
その他	53,270	45,718
負債合計	559,682	583,783
純資産の部		
株主資本	456,395	424,767
資本金	86,174	86,174
資本剰余金	60,233	60,408
利益剰余金	326,086	294,265
自己株式	△ 16,098	△ 16,081
その他の包括利益累計額	△ 19,716	△ 10,057
その他の有価証券評価差額金	6,723	8,688
繰延ヘッジ損益	△ 0	△ 3
土地再評価差額金	4,968	5,019
為替換算調整勘定	△ 21,413	△ 20,128
退職給付に係る調整累計額	△ 9,995	△ 3,632
非支配株主持分	36,563	35,935
純資産合計	473,241	450,645
負債及び純資産合計	1,032,923	1,034,428

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	(ご参考) 前期 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)
売上高	884,350	916,071
売上原価	689,321	712,660
売上総利益	195,029	203,411
販売費及び一般管理費	134,020	137,398
営業利益	61,008	66,012
営業外収益	8,075	7,691
受取利息及び配当金	1,808	1,860
持分法による投資利益	2,427	2,288
為替差益	1,035	—
その他	2,803	3,542
営業外費用	8,541	9,397
支払利息	3,876	4,068
たな卸資産処分損	126	1,126
その他	4,538	4,202
経常利益	60,541	64,306
特別利益	3,838	1,917
固定資産処分益	754	1,149
投資有価証券売却益	205	532
受取補償金	2,730	—
その他	147	234
特別損失	12,602	7,049
固定資産処分損	5,580	4,828
投資有価証券売却損	36	133
投資有価証券評価損	222	326
減損損失	5,451	1,101
その他	1,311	660
税金等調整前当期純利益	51,777	59,174
法人税、住民税及び事業税	11,223	11,760
法人税等調整額	△ 300	1,796
当期純利益	40,854	45,616
非支配株主に帰属する当期純利益	1,703	2,164
親会社株主に帰属する当期純利益	39,151	43,452

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2019年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	106,317	116,123
現金及び預金	4,011	3,784
受取手形	14,725	23,010
電子記録債権	3,289	4,579
売掛金	47,764	52,017
商品及び製品	8,092	8,678
原材料及び貯蔵品	17,537	18,356
前払費用	474	490
その他	10,422	5,208
貸倒引当金	△ 0	△ 0
固定資産	471,832	470,906
有形固定資産	216,012	210,264
建物	24,651	24,370
構築物	50,704	50,591
機械及び装置	40,935	39,104
車輛及び運搬具	713	131
工具器具及び備品	1,082	816
原料地	12,811	12,711
土地	65,782	66,057
リース資産	4,096	3,910
建設仮勘定	15,234	12,569
無形固定資産	15,236	13,707
鉱業権	10,052	10,289
ソフトウェア	694	491
その他	4,489	2,926
投資その他の資産	240,584	246,934
投資有価証券	20,536	22,225
関係会社株式	170,554	170,289
出資金	35	35
関係会社出資金	12,155	13,735
長期貸付金	39	42
長期前払費用	10,613	10,364
前払年金費用	17,434	16,102
その他	33,804	38,718
貸倒引当金	△ 24,589	△ 24,580
資産合計	578,149	587,029

科 目	当 期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	148,058	173,044
電子記録債務	8,861	11,872
買掛金	21,552	29,193
短期借入金	59,524	65,259
コマーシャル・ペーパー	12,000	4,000
一年以内に償還予定の社債	—	10,000
リース債務	958	1,039
未払金	14,236	11,592
未払費用	12,771	19,289
未払法人税等	1,283	4,572
前受金	907	201
預り金	293	355
前受収益	1,394	1,252
賞与引当金	2,082	2,124
営業外電子記録債務	11,933	12,291
その他	257	—
固定負債	148,003	138,717
社債	30,000	30,000
長期借入金	79,346	69,108
リース債務	3,459	3,206
繰延税金負債	353	2,290
債務保証損失引当金	2,173	2,144
預り保証金	29,515	29,056
資産除去債務	2,552	2,638
その他	602	271
負債合計	296,061	311,762
純資産の部		
株主資本	277,613	269,648
資本金	86,174	86,174
資本剰余金	56,276	56,276
資本準備金	42,215	42,215
その他資本剰余金	14,061	14,061
利益剰余金	150,798	142,811
その他利益剰余金	150,798	142,811
探鉱準備金	285	269
固定資産圧縮準備金	15,823	16,161
繰越利益剰余金	134,689	126,380
自己株式	△ 15,635	△ 15,613
評価・換算差額等	4,474	5,618
その他有価証券評価差額金	4,474	5,618
純資産合計	282,088	275,267
負債及び純資産合計	578,149	587,029

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(ご参考) 前期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	314,427	329,525
売上原価	228,648	237,289
売上総利益	85,778	92,235
販売費及び一般管理費	65,475	67,298
営業利益	20,302	24,937
営業外収益	8,087	6,877
受取配当金	6,158	5,738
為替差益	1,162	—
その他	767	1,139
営業外費用	3,585	4,477
支払利息	874	994
貸倒引当金繰入額	8	1,405
その他	2,702	2,076
経常利益	24,804	27,337
特別利益	466	503
固定資産処分益	336	134
投資有価証券売却益	120	55
関係会社株式売却益	9	313
特別損失	7,132	5,878
固定資産処分損	3,844	3,037
関係会社整理損	0	63
投資有価証券評価損	32	269
関係会社株式評価損	235	1,630
関係会社出資金評価損	1,432	—
投資有価証券売却損	0	24
関係会社株式売却損	—	8
減損損失	645	843
支払補償費	943	—
税引前当期純利益	18,137	21,963
法人税、住民税及び事業税	4,220	5,441
法人税等調整額	△ 1,432	△ 135
当期純利益	15,349	16,656

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

太平洋セメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 田 明 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 根 義 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平洋セメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平洋セメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

太平洋セメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 田 明 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 根 義 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平洋セメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、当社の主要な会議で経営状況を把握するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、監査計画に基づき往査を実施したほか、主要な子会社の監査役と定期的な会合を開くなど、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

太平洋セメント株式会社 監査役会

常勤監査役 西 村 俊 英 ㊟

常勤監査役 松 島 茂 ㊟

社外監査役 三 谷 和歌子 ㊟

社外監査役 藤 間 義 雄 ㊟

以 上

会場ご案内略図



交通のご案内

「丸ノ内線・南北線」：後楽園駅 7番出口（地下）直結
 「三田線・大江戸線」：春日駅

（駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。）



会場

東京都文京区小石川一丁目1番1号
 当社本店
 (文京ガーデン ゲートタワー20階)

株主総会にご出席いただいた株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
 何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。